

# 保育料・副食費のお知らせ



毎月の保育料や副食費は、世帯の市民税額等により決定します

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度の課税状況で算定 ※ 令和4年1月～12月の収入から算定						令和6年度の課税状況で算定 ※ 令和5年1月～12月の収入から算定					

- ・ 父母等に国外での収入がある場合は、保育料等の算定に含めます。
- ・ 未申告者や、転入者等で課税資料の提出がない場合は、最高階層で決定します。
- ・ 家計の主となっている人(生計の中心者)が同居の祖父母等と判断される場合は、その方の市民税の所得割額等を保育料等の算定に含めます。
- ・ 月途中の入退園の場合は、利用日数に応じて保育料を日割り計算します。

ただし、認定こども園を利用し月途中で認定切替(2号⇄1号)になった場合は、月初における保育料がその月の保育料となります。

## 令和6年度 日立市保育料等徴収基準額表

※判定の基準となる市民税課税額は、住宅借入金控除、配当控除、外国税額控除、寄附金控除等による税額控除をする前の金額です。

(ただし、調整控除を除きます)

※幼児教育・保育の無償化により、3歳児から5歳児の保育料は無料です。

※日立市独自の軽減として、0歳児から2歳児の第2子の保育料(下表太字の網掛け部分)の無償化を実施します。

### 1 保育料

保育認定 0歳児から2歳児	階層区分	市民税課税額	保育料(月額)				多子世帯 計算方法	
			0歳児から2歳児(4月1日現在の年齢)		保育短時間			
			保育標準時間	第1子	第2子	第1子		第2子
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	No.1	
			0円	0円	0円	0円		
			均等割のみ課税の世帯 所得割額 48,600円未満	17,600円	0円	17,300円		0円
			D1 所得割額 57,700円未満	24,300円	0円	23,800円		0円
			D2 所得割額 77,101円未満	24,300円	0円	23,800円		0円
			D3 所得割額 97,000円未満	24,300円	0円	23,800円		0円
			E 所得割額 169,000円未満	31,100円	0円	30,500円		0円
F 所得割額 301,000円未満	39,000円	0円	38,300円	0円	No.2			
G 所得割額 301,000円以上	49,500円	0円	48,600円	0円				

【多子世帯の計算(子どものカウント)方法について】下記計算後、第3子以降の保育料は0円です。

- No.1 年齢にかかわらず対象としカウントします。  
①保護者と生計が同一の子や孫等 ②保護者が監護し生計が同一の子ども  
就学前の子どものうち、最年長の子どもから第1子、第2子とカウントします。
- No.2 年齢にかかわらずカウントした場合、第3子以降となる子どもは0円です。

【注意事項】

- 注1 ひとり親世帯等とは、子どもが属する世帯が次の①～③のいずれかの世帯です。  
①母子(父子)世帯、②在宅障害児(者)がいる世帯、③生活保護法に定める要保護者等
- 注2 4月1日現在の年齢区分で算定します。このため、2歳児が年度途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中は「0歳児から2歳児」の額となります。(保育認定)

### 2 副食費

各施設が定める額で、月額4,500円程度となります。

区分	市民税課税額	適用
保育認定(3歳児から5歳児)	所得割額 57,700円未満 (生活保護世帯を含む)	免除
	所得割額 57,700円以上	就学前の子どものうち、最年長の子どもからカウントし、第3子以降は副食費の徴収免除
保育認定(3歳児から5歳児) ひとり親世帯等	所得割額 77,101円未満 (生活保護世帯を含む)	免除
	所得割額 77,101円以上	就学前の子どものうち、最年長の子どもからカウントし、第3子以降は副食費の徴収免除
1号認定(教育)	所得割額 77,101円未満 (生活保護世帯を含む)	免除
	所得割額 77,101円以上	小学3年生までの子どものうち、最年長の子どもからカウントし、第3子以降は副食費の徴収免除

### 保育料の納付について

私立認定こども園、家庭的保育事業所・・・利用施設に納付します。

公立の園、私立保育園・・・日立市に納付します。(原則、口座振替)

### 副食費の納付について

私立の園・・・利用施設に納付します。

公立の園・・・日立市に納付します。(原則、口座振替)

- ・ 保育料等は期限内に納付してください。納付が遅れると、法令に基づき、勤務先・金融機関等への調査、督促や差押等の滞納処分を受けることがあります。また、延滞金は納期限の翌日から1か月間は年2.4%、それ以降は年8.7%の割合で計算します。(令和7年1月1日から延滞金の割合が変更になる場合があります)